

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

# 65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)

65歳以上への定年の引上げや、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して助成されます！

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 【1】労働協約または就業規則に、以下のいずれかの新しい制度を規定し、実施したこと
  - ①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ
  - ②定年の定めの廃止
  - ③旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入
- 【2】【1】に定める制度を規定した際に経費を要していること
- 【3】【1】に定める制度の実施日の1年前の日から支給申請日の前日までの間に、60歳以上の定年を定めていること、または65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること
- 【4】支給申請日の前日において、1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること

## 受給内容

<定年の引上げまたは定年の定めの廃止> ( )は引き上げ幅

措置内容	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定めの廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
60歳以上被保険者数					
1人から2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3人から9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

<希望者全員を対象とした66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入> ( )は引き上げ幅

措置内容	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
60歳以上被保険者数				
1人から2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3人から9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみ

※1事業主当たり(企業単位)1回限り

## 取り扱い機関

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構